投票区の一部を変更しました

明るい選挙の
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

選挙管理委員会では、第16投票区（根岸台保育園）の一部を、第２投票区（根岸台市民センター）に変更する見直しを行い、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。次に執行される選挙から、変更した投票区域にお住まいの有権者の方は、お間違いのないようにお願いします。
※下記一覧投票区域内のアンダーラインが変更となった箇所です。

問／選挙管理委員会事務局　☎463-2444

●投票区の変更一覧

第２投票区（根岸台市民センター）

①岡１丁目（16番～21番）
②岡２丁目（２番～９番、13番）
③岡３丁目（全域）
④根岸台２丁目（４番～17番）
⑤根岸台３丁目（全域）
⑥根岸台４丁目（３番、４番、５番19号～41号、６番～８番、９番21号～27号、13番、14番）
⑦大字溝沼（1237番地～1324番地、1327番地～1353番地、1422番地）
⑧大字岡（１番地～230番地、378番地～383番地）
⑨大字台（81番地～97番地、277番地～327番地）
⑩大字根岸（120番地～154番地、159番地～318番地、481番地～554番地）

第16投票区（根岸台保育園）

①根岸台４丁目（１番、５番１号～18号、５番43号～56号、９番１号～20号、９番28号～54号、10番～12番）
②根岸台５丁目（10番、11番）
③根岸台７丁目（１番、２番、22番～48番）
④根岸台８丁目（全域）
⑤大字台（81番地～97番地、277番地～327番地を除く）
⑥大字根岸（120番地～154番地、159番地～318番地、481番地～554番地を除く）
⑦大字下内間木（113番地～121番地）

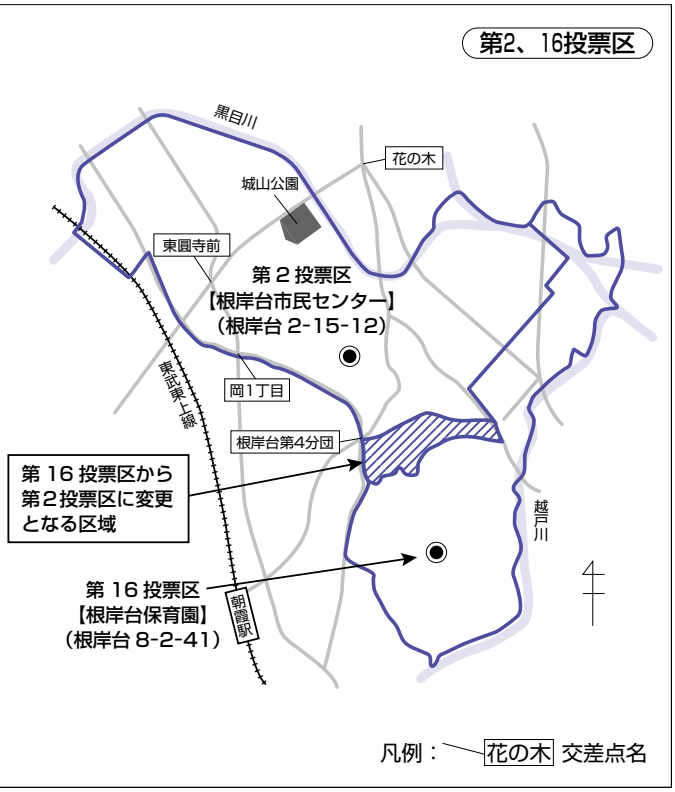

選挙の投票立会人を募集します

選挙管理委員会では、若年層の選挙に対する関心を高め、投票率を向上させるため、20～30歳代の方を対象に、選挙当日および期日前投票所の投票立会人を募集します。

応募資格／（１）市内在住の20歳から39歳までの選挙権のある方
（２）明るい選挙の推進に理解のある方

募集人数／登録制となります。

仕事の内容／選挙（投票事務）が公正に行われているか立会いをしていただきます。

立会場所、立会日、立会時間、報酬／

	立会場所	立会日	立会時間	報　酬
当日投票所	※ご自身の投票所	投票日当日 （１日）	午前６時30分～午後８時30分 （午前７時～午後８時）	15,000円
期日前投票所	市役所	告（公）示日の翌日～投票日前日のうち１日 ※選挙によって異なります	午前８時15分～午後８時15分 （午前８時30分～午後８時）	11,880円 【１時間1,080円】
	朝霞台出張所		午前９時15分～午後７時45分 （午前９時30分～午後７時30分）	10,260円 【１時間1,080円】

※報酬から所得税を源泉徴収します。報酬のほか１日当たり2,400円の費用弁償を支給します。

募集期間／12月１日㈪～平成27年１月６日㈫（当日消印有効）

応募方法／選挙管理委員会で配布する「朝霞市投票立会人登録申込書」（市ホームページでダウンロード可）を記入のうえ、〒351-8501　朝霞市本町１－１－１　朝霞市選挙管理委員会事務局宛てに郵送、ＦＡＸ、メールまたは直接提出してください。

※任意様式に「住所」、「氏名」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「メールアドレス（任意）」、「所属政党名（ある方のみ）」を記入して提出も可

※メールの場合は、ワードまたはテキスト形式で、件名を「投票立会人申込書」としてください。

申・問／選挙管理委員会事務局　☎463-2444　FAX463-1420　✉senkan@city.asaka.saitama.jp

政治家の寄付は禁止！有権者が政治家に寄付を求めることも禁止！
寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄付を求めることも法律で禁止されています。

例えば、このようなことが禁止されています。

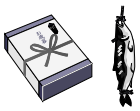 お歳暮 お年賀	入学祝 卒業祝	病気見舞い	秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	秘書等が代理で出席する場合の香典	落成式・開店祝いや葬式の花輪・供花	町内会の集会や旅行会などの催物への寸志や飲食物などの提供	お祭りへの寄付や差入	地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入

これらのものを…「贈らない！」、「求めない！」、「受け取らない！」

問／選挙管理委員会事務局　☎463-2444

自治会・町内会に加入しましょう

問／地域づくり支援課　☎463-2645

自治会・町内会とは

地域の住民の皆さんによって結成された身近なコミュニティ団体です。

「安心・安全なまちにしたい」、「災害時に助け合えるまちにしたい」、「ゴミのないきれいなまちにしたい」などの願いに応えながら、誰もが住みよい地域を目指し、さまざまな活動を行っています。

自治会・町内会の活動例

防災活動

地震などの災害に備え、非常食の備蓄や防災訓練などを行い、協力体制を整えています。

防犯活動

防犯パトロールや防犯灯の設置・維持管理などを行い、地域の安心・安全を見守っています。

レクリエーション活動

夏祭りや餅つき大会など気軽に参加できる催しで地域住民のつながりを図っています。

環境の美化活動

ゴミ集積所の管理のほか、地域の道路や公園などで清掃活動を行い、地域をきれいにしています。

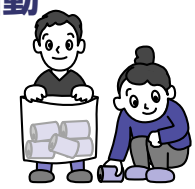

子ども会・老人会活動

子ども会や老人会活動の支援を行い、住民同士の交流の活性化を図っています。

情報の提供

地域の連絡事項や市からのお知らせ等を回覧板や掲示板で提供しています。

自治会・町内会に加入するメリット

●地域住民とのつながりを作ることができる　●災害時など協力して助け合える　●地域の情報が得られる　など…

朝霞市、朝霞市自治会連合会、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部の三者で協定を結びました！

この「自治会・町内会への加入の促進に関する協定」の締結により、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部に所属する不動産会社などで、新たに朝霞市に転居された市民の皆さんに、「自治会・町内会へ加入しましょう」のチラシを配布していただくことになりました。

新たな場所で生活するうえで、自治会・町内会の役割は大きく、このチラシをきっかけに自治会・町内会加入世帯が増えることで、新旧住民ともによりよい地域づくりが進むことが期待されます。

（左から）公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部事務局長 栗山 由美子さん、同専務理事 木内 光一さん、同支部長 荒井 一昌さん、富岡市長、朝霞市自治会連合会会長 島　礼次さん、佐藤市民環境部長

ご近所に新しい方が引っ越して来たら、ぜひ、自治会・町内会への加入をおすすめください！

自治会・町内会に加入するには…

お住まいの地域の自治会・町内会長または役員の方にお申し出ください。連絡先がわからない場合は、地域づくり支援課にお問い合わせください。

申…申し込み　問…問い合わせ